

熊本県地域福祉推進委員会設置要項

(設置)

第1条 地域福祉の推進を図るため、熊本県地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 「熊本県地域福祉支援計画」の策定及び見直しに関すること
- (2) 「熊本県地域福祉支援計画」の進行管理に関すること
- (3) 市町村における「地域福祉計画」の策定支援に関すること
- (4) その他地域福祉の推進に関すること

(構成)

第3条 委員会は、地域住民・学識経験者・福祉等関係者・行政機関職員等から選出した15名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員会には会長1名と副会長1名を置き、委員の互選によりこれを決定する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、知事が招集する。

- 2 委員会は、必要があるときには、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 委員会設置当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 2 この要項は、平成14年5月13日から施行する。
- 3 この要項は、平成15年10月10日から施行する。
- 4 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この要項は、平成22年7月20日から施行する。
- 6 この要項は、平成30年12月12日から施行する。